（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第四条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
八　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場　次の(1)又は(2)に掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者 (1)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者 (2)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者	八　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
八～十　（略）	八～十　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の届出書には、同項第三号の者が第一項第七号本文に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。	3　前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

（自動車検査員の要件）

第四条　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロ以外の事業場　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者（自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみに合格した者を除く。ロにおいて同じ。）として一年以上（一級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの

ロ　対象とする自動車が二輪の小型自動車のみである事業場　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上（一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの

二～四　（略）

（自動車検査員の要件）

第四条　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの

二～四　（略）